

手続開始の公示（説明書）

(建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む）)

平成 28 年 10 月 21 日

東日本高速道路株式会社 関東支社長 高橋 知道

次のとおり公募型プロポーザル方式に付します。

なお、本件公募型プロポーザル方式に係る手続きについては、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した見積者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『手続開始の公示（説明書）』に記載のとおり実施します。

第 1 基本事項（調達手続の概要）

1-1. 調達機関番号	417
1-2. 所在地番号	11
1-3. 品目分類番号	41、42
1-4. 契約件名（工事名）	東京外かく環状道路 中央ジャンクション北地中拡幅（南行）工事
1-5. 契約責任者	NEXCO 東日本 関東支社長 高橋 知道
1-6. 契約担当部署	NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-20 大宮 JP ビルディング (電話) 048-631-0020
1-7. 競争契約の方法	公募型プロポーザル方式
1-8. 競争参加資格の確認	事前審査方式（通知型）
1-9. 見積書の提出方法	設計業務 持参 建設工事 持参
1-10. 契約保証	設計業務 必要・・・見積者に対する指示書[23]を参照のこと 建設工事 必要・・・見積者に対する指示書[23]を参照のこと
1-11. 契約書の作成	設計業務 必要（電子契約による） ・・・見積者に対する指示書[24]を参照のこと 建設工事 必要（電子契約による） ・・・見積者に対する指示書[24]を参照のこと
1-12. 契約図書	
(1)	東京外かく環状道路 中央ジャンクション北地中拡幅（南行）工事（以下「本工事」という。）の内容となる契約図書は次のとおりとする。 なお、本工事の競争に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。
①	手続開始の公示（説明書） 本書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
②	標準契約書案 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【調査等請負契約書】及び【土木工事請負契約書】を使用すること

③ 見積者に対する指示書	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
④ 共通仕様書	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【調査等共通仕様書（平成 28 年 7 月）】を使用すること 【土木工事共通仕様書（平成 28 年 7 月）】を使用すること
⑤ 特記仕様書	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
⑥ その他契約（発注用）図面等	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
⑦ 競争参加資格確認申請書	本書の別紙様式 1 及び 2 のとおり
⑧ 技術提案書	本書の別紙様式 3 のとおり
⑨ 参考見積書（設計）	本書の別紙様式 4 のとおり
⑩ 基本協定書案	本書の別添（基本協定書案）のとおり
⑪ 見積書	上記③見積者に対する指示書（指示書様式 1）のとおり
(2)	競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本工事に参加しなければならない。
(3)	競争参加希望者は、上記(1)の①から⑪に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。 ただし、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-R 配布等）により交付するので、上記 1-6.（契約担当部署）へその旨申し出ること。 契約図書の交付期間及び時間は、平成 28 年 10 月 21 日（金）～平成 28 年 12 月 12 日（月）16 時まで

第 2 調達手続に付する事項（工事概要）

2-1. 工事概要

(1) 工事場所	自）東京都三鷹市北野 至）東京都三鷹市牟礼
(2) 工事内容	<p>①設計業務（詳細設計）</p> <p>1) 設計延長 L=0.3km 、地中拡幅工詳細設計 一式</p> <p>2) 設計業務履行期間 契約保証取得の日の翌日から 450 日間</p> <p>3) 本設計業務について、主たる部分を第三者へ委任し、又は請け負わせることは認めない。</p> <p>②建設工事</p> <p>1) 工事延長 L=0.3km 、地中拡幅工事 一式（優先交渉権者との価格等の交渉が成立した場合）</p> <p>2) 工期 優先交渉権者との価格等の交渉により合意した期間</p>
(3) 参考額	本工事に先立って実施する設計業務の規模は 2 億円程度（税込み）を想定している。参考額はあくまでも目安として示すもので、その範囲内での契約を要するものではない。なお、設計業務の規模には、工法の確実性をより高める検討を目的とした実証実験等の費用は含まれないものとする。
(4) その他	また、建設工事の規模は、優先交渉権者選定後、優先交渉権者に対し別途通知する。本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 18 条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の設計交渉・施工タイプの対象工事である。

第3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

競争参加者とは、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記3-2.（競争参加資格確認申請書の作成）に示す「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（下記3-3.（競争参加資格確認申請）に示す申請書の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第6条（見積者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 下記4-5.（技術提案書の提出）に示す技術提案書の提出の時までに、工事種別「土木工事」に係る NEXCO 東日本の『平成27・28年度工事競争参加資格』を有する者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工種に係る競争参加資格の再認定を受けていること。）で、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数（以下「経営事項評価点数」という。）が1500点以上の者である者（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に算定された経営事項評価点数が、1500点以上であること。）、又は経営事項評価点数が1400点以上である者による2者若しくは3者で構成された特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）であること。なお、特定JVの場合は、すべての構成員が第3（調達手続に参加するための条件等）の条件を満たすこと。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く。）。
- (4) 審査基準日から設計業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域3（関東支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと。また、建設工事に係る契約の相手方決定の日において、競争参加資格停止期間中ではないこと。（NEXCO 東日本が「地域3（関東支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと。）
ただし、技術提案書提出期限翌日から、建設工事の契約相手方決定の日までの期間については、NEXCO 東日本が本工事に関し、特に競争参加を認める場合を除く。なお、特定JVの場合は、すべての構成員が本項の条件を満たすこと。
- (5) 審査基準日において、平成13年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した後に掲げる同種工事の工事実績を有すること。

なお、単体及び特定JVの代表者にあっては、「同種工事」を、特定JVの代表者以外の者にあっては、「同種工事（緩和）」の工事実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20%以上である場合に限り工事実績として認める。

①同種工事

次の(a)及び(b)の実績を有すること。

ただし、(a)及び(b)の実績は、同一の工事において満たす必要はない。

(a)外径9m以上の密閉型シールドトンネル工事

(b) NATM により施工した内空面積（代表値）60m² 以上のトンネル工事

※なお、「東京外環トンネル地中拡幅部における技術開発業務（その 7・その 8・その 9）」のいずれかの受注者は、当該同種工事の確認を要しない。

②同種工事（緩和）

次の(a)及び(b)の実績を有すること。

なお(a)及び(b)の実績は、同一の工事において満たす必要はない。

(a) 外径 4m 以上の密閉型シールドトンネル工事

(b) NATM により施工した内空面積（代表値）40m² 以上のトンネル工事

※なお、「東京外環トンネル地中拡幅部における技術開発業務（その 7・その 8・その 9）」のいずれかの受注者は、当該同種工事（緩和）の確認を要しない。

また、上記「①同種工事」及び「②同種工事（緩和）」とも、次のイ) 又はロ) に該当する工事は工事実績として認めない。

イ) NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事

ロ) 国、地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であり、当該発注機関の競争入札において工事実績として認めていない工事

(6) 審査基準日において、下記に示す基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を設計業務履行期間中に配置できること。なお、設計管理技術者と照査技術者は競争参加希望者に所属する者とし、設計管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。

① 資格要件

設計管理技術者及び照査技術者は、以下に示す(a)から(e)のいずれかの資格を有すること。

なお、外国資格を有する技術者（日本国及び WTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当、 RCCM 相当又は土木学会認定土木技術者相当との国土交通大臣（旧建設大臣を含む。以下同じ。）認定（総合政策局（旧建設経済局も含む。以下同じ。）建設振興課）を受けている必要がある。

(a) 技術士（総合技術監理部門（建設－トンネル）又は総合技術監理部門（建設－施工計画、施工設備及び積算））の資格を有し技術士法による登録を行っている者

(b) 平成 12 年度以前の技術士試験合格者で、建設部門（トンネル）又は建設部門（施工計画、施工設備及び積算）の資格を有し技術士法による登録を行っている者

(c) 平成 13 年度以降の技術士試験合格者で、建設部門（トンネル）又は建設部門（施工計画、施工設備及び積算）の資格を有し技術士法による登録を行っている者。ただし、7 年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者

(d) RCCM ((トンネル) 又は (施工計画、施工設備及び積算)) の資格を有し RCCM 資格制度規程による登録を行っている者

なお、RCCM に合格している者が、RCCM 資格制度規程による登録ができない立場にいる者についても RCCM と同等の能力を有している者として認めるものとする。

(e) 土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者（トンネル・地下分野）又は 1 級土木技術者（トンネル・地下分野）のいずれか）の資格を有している者

② 経験

設計管理技術者は、平成 13 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した後に掲げる同種業務の工事経験又は設計経験を有すること。

ただし、工事経験に係る当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資率）

が 20%以上である場合に限り工事経験として認める。

また、工事経験又は設計経験における従事役職・期間は問わない。

同種業務 密閉型シールドトンネルの工事経験又は設計経験

また、経験が工事の場合は、上記(5)のイ) 又はロ) に該当する工事は工事経験として認めない。

- (7) 審査基準日において、下記に示す基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を建設工事に専任で配置できること。なお、配置技術者の専任期間については、別紙（配置技術者の専任期間の基本的な考え方）を参照のこと。

- ①主任技術者又は監理技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種（土木工事業）に係る資格を有する者であること。

なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

また、特定JVの場合は構成員毎に資格を有すること。

- ②現場代理人、主任技術者又は監理技術者のうち、いずれかの者が、平成13年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の工事経験を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20%以上である場合に限り施工経験として認める。

なお、施工経験における従事役職・期間は問わない。

また、施工経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、その者は①に示す資格を有している者でなければならない。

さらに、特定JVの場合は構成員のうち1者の技術者が工事経験を有していれば良い。

同種工事 外径4m以上の密閉型シールドトンネル工事

また、上記(5)のイ) 又はロ) に該当する工事は工事経験として認めない。

- ③専任の主任技術者又は監理技術者は、競争参加希望者と直接的雇用関係にある者であり、かつ3か月以上の恒常的雇用関係にある者であること。

なお、下記3-2.（競争参加資格確認申請書の作成）に示す書類の写しにより次の国土交通省通達のいずれかに該当すると判断される場合は直接的かつ恒常的な雇用関係（以下「技術者の直接的かつ恒常的雇用関係の特例措置」という。）にあると認めるものとする。

- 1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年5月30日付、国総建第155号）
- 2) 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて」（平成14年4月16日付、国総建第97号）
- 3) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（平成15年1月22日付、国総建第335号）

- (8) 審査基準日において、特定JVを構成する場合は次に示す事項をすべて満たすこと。

- ①すべての構成員が、上記(2)に示す工事種別に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有してからの営業年数が5年以上であること。ただし、許可を有してからの営業年数が5年未満であっても、相当の工事実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると契約責任者が認める場合は、これを同等として取扱うことがある。

- ②すべての構成員が、国家資格を有する主任技術者又は上記(2)に示す工事種別に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者を、本工事に専任で配置できること。

- ③「特定建設工事共同企業体協定書」の案（見積者に対する指示書（指示書書式1-1又は1-2）。以下「協定書案」という。）が提出されていること。

- ④ すべての構成員が、2 者特定 JV の場合は 30%以上、3 者特定 JV の場合は 20%以上の出資比率を有し、かつ代表者の出資比率が構成員中最大であること。
- (9) 審査基準日から設計業務に係る契約の相手方決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、下記に示す本工事を監督する部署の施工(調査等)管理業務の受注者、当該施工(調査等)管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事の発注に関与した者でないこと。又は現に下記に示す施工(調査等)管理業務の受注者、当該施工(調査等)管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- 2) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

・施工管理業務の受注者

・東京外環工事事務所 地中拡幅施工管理業務（開発虎ノ門コンサルタント株式会社）

- (10) 審査基準日から設計業務に係る契約の相手方決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、見積者に対する指示書[1]見積手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下、この①資本関係の記載中において同じ。)又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 親会社(会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下、この①資本関係の記載中において同じ。)と子会社の関係にある場合
- 2) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社又は再生手續が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 一方の会社の役員(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この②人的関係の記載中において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人(以下に掲げる定義に該当する者をいう。)を現に兼ねている場合

【役員の定義】

- i) 会社の代表権を有する取締役(代表取締役)
- ii) 取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。)
- iii) 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

【管財人の定義】

会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人

- ③ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

(1) 競争参加希望者は、次に示す申請書を作成しなければならない。

申請書（様式）	作成に係る留意事項
(様式 1) 競争参加資格確認申請書	◇必要事項を記載のうえ記名すること。 ◇その他補足事項については、見積者に対する指示書[8] [3] ①を参考のこと。
(様式 2) 工事実績	◇上記 3-1. (5) に示す「同種工事」を満たす競争参加希望者の工事実績を記載すること。 ◇特定 JV の場合は構成員毎に上記 3-1. (5) に示す単体及び特定 JV の代表者にあっては、「同種工事」を、特定 JV の代表者以外の者にあっては、「同種工事（緩和）」を満たす競争参加希望者の工事実績を記載すること。 ◇発注者から通知された評定点合計の写しを添付すること。 <p>なお、平成 17 年 10 月 1 日以降に NEXCO 東日本において完成・引渡しが完了した工事であって、天災など受注者の責によらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、上記 1-6.（契約担当部署）を通じて NEXCO 東日本に対し評定点合計を審査基準日の 5 日前（行政機関の休日を除く。）までに照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの上、必要書類を審査基準日の 5 日前（行政機関の休日を除く。）までに書留郵便又は持参により提出すること。</p> <p>◇記載にあたっては、様式 2 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>
(様式 2) 配置予定設計管理技術者 照査技術者の資格	◇上記 3-1. (6). ① に示す「資格」を満たす設計管理技術者及び照査技術者について記載すること。 ◇資格を有することを証明する登録証等の写しを添付すること。 ◇記載にあたっては、様式 2 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。
(様式 2) 配置予定設計管理技術者の経験	◇上記 3-1. (6). ② に示す「経験」を満たす設計管理技術者について記載すること。 ◇経験が工事である場合は、発注者から通知された評定点合計の写しを添付すること。 <p>なお、平成 17 年 10 月 1 日以降に NEXCO 東日本において完成・引渡しが完了した工事であって、天災など受注者の責によらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、上記 1-6.（契約担当部署）を通じて NEXCO 東日本に対し評定点合計を審査基準日の 5 日前（行政機関の休日を除く。）までに照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの上、必要書類を審査基準日の 5 日前（行政機関の休日を除く。）までに書留郵便又は持参によ</p>

	<p>り提出すること。</p> <p>◇記載にあたっては、様式 2 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>
(様式 2) 配置予定技術者の資格	<p>◇上記 3-1. (7). ①に示す「資格」を満たす配置予定の主任技術者又は監理技術者について記載すること。</p> <p>◇特定 JV の場合は構成員毎に上記 3-1. (7). ①に示す「資格」を満たす主任技術者又は監理技術者について記載すること。</p> <p>◇資格を有することを証明する登録証等の写しを添付すること。</p> <p>◇上記 3-1. (7). ③に示す「技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置」に該当する場合は、次の資料の写しを添付すること。</p> <p>1)建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る技術者の場合</p> <p>　　営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から審査基準日までの期間が 3 年以内であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間 3 か月以上）関係を示す書面 ② 出向元企業の建設業の廃棄届書 ③ 当該建設業の許可の取消通知書又は当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報若しくは公報 ④ 営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書面 <p>2)持株会社の子会社が置く技術者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間 3 か月以上）関係を示す書面 ② 当該出向社員の出向元である親会社と出向先である子会社との関係を「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 6 年 6 月 8 日建設省告示第 1461 号）附則 6 の規定により企業集団と認定を受けたことを証する書面 <p>3)親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る技術者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間 3 か月以上）関係を示す書面 ② 出向社員と出向先企業との雇用関係を示す出向であることを証する書面 ③ 出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局（総合政策局を含む）建設業課長より交付を受けた企業集団確認書 <p>　　ただし、企業集団確認書は交付を受けた日から審査基準日までの期間が 1 年以内であること。</p> <p>◇記載にあたっては、様式 2 に示す《記載上の注意事項》に従うこと</p>

(様式 2) 配置予定技術者の工事経験	<p>◇上記 3-1. (7). ②に示す「同種工事」を満たす配置予定の現場代理人、主任技術者、監理技術者のいずれかの技術者について記載すること。</p> <p>◇発注者から通知された評定点合計の写しを添付すること。</p> <p>なお、平成 17 年 10 月 1 日以降に NEXCO 東日本において完成・引渡しが完了した工事であって、前所属企業の破産又は自主廃業若しくは天災など受注者の責によらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、上記 1-6. (契約担当部署) を通じて NEXCO 東日本に対し評定点合計を審査基準日の 5 日前（行政機関の休日を除く。）までに照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの上、必要書類を審査基準日の 5 日前（行政機関の休日を除く。）までに書留郵便又は持参により提出すること。</p> <p>◇記載にあたっては、様式 2 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>
協定書案	特定JVにより本工事への参加を希望する競争参加希望者は、上記 3-1. (8) . ③に示す協定書案を見積者に対する指示書[8]及び指示書書式1-1又は1-2に基づき作成すること。

- (2) 競争参加希望者は、申請書の作成に係る留意事項及び補足事項として、見積者に対する指示書[8]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請

- (1) 競争参加希望者は、上記 3-2. (競争参加資格確認申請書の作成) で作成した申請書を次のとおり契約責任者へ提出しなければならない。
- ① 提出期間 手続開始の公示日の翌日から平成 28 年 12 月 12 日(月)16 時まで（行政機関の休日を除く毎日 10 時から 16 時まで）
- ② 提出場所 上記 1-6. (契約担当部署) と同じ。
- ③ 提出方法 書留郵便若しくは持参（提出期間内に必着のこと）
- ④ 提出書類 上記 3-2. (競争参加資格確認申請書の作成) により作成した「申請書」
- ⑤ 提出部数 「申請書」 2 部（正 1 部、写 1 部）
- (2) 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請に係る留意事項として、上記 3-2. (競争参加資格確認申請書の作成) に示す申請書の作成に係る留意事項のほか見積者に対する指示書[8] [2] を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

- (1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。
- ※競争参加資格確認結果通知 平成 29 年 1 月上旬を予定している。
- (2) 上記(1)に示す競争参加資格確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。
- なお、説明請求に係る事項については、当該競争参加資格確認結果通知において示す。
- (3) その他競争参加資格の確認に係る留意事項として、見積者に対する指示書[9]及び[10]を参照のこと。

第4 技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）

4-1. 技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）の概要

- (1) 技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）とは、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される建設工事の契約に至るまでの手続に関する協定（以下「基本協定」という。）に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には建設工事の契約を締結する方式である。
- 優先交渉権者の決定方法は、下記4-10.（優先交渉権者・交渉権者の選定及び非選定）に示す。
- (2) 技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）では、契約の内容が設計段階と施工段階において異なる。設計段階では優先交渉権者と設計業務の契約を締結する。優先交渉権者とは設計業務の契約と同時に、基本協定を締結し、円滑に価格等の交渉を行うものとする。
- (3) 価格等の交渉段階では、基本協定に基づき交渉を実施し、交渉が成立した場合には見積合わせを実施した上で、優先交渉権者と建設工事の契約を締結するものとする。また、価格等の交渉不成立時の手続についても基本協定に基づき実施するものとする。

4-2. 技術提案書作成説明会

技術提案書等の提出に必要な資料の作成等に関する説明会を以下のとおり開催する。

- (1) 参加資格 上記3-1. (2)、(3)及び(5)に示す条件を満たすこと。
- (2) 参加の方法 技術提案書作成説明会に参加を希望する場合は、書面（別添申込書）を申込先へ書留郵便若しくは持参（申込期間内に必着のこと）することにより申し込むものとし、電送によるものは受け付けない。
- (3) 参加人数 1企業あたり3名までとする。
- (4) 申込期間 手続き開始の公示日から平成28年11月1日（火）16時まで（行政機関の休日を除く毎日10時から16時まで。）。
- (5) 申込先 上記1-6.（契約担当部署）と同じ。
- (6) 開催期間 開催期間は、平成28年10月25日（火）から平成28年11月11日（金）（行政機関の休日を除く。）までの間を予定している。
- (7) 日時及び場所 詳細な日時及び場所については、書面（別添申込書）に記載された参加を希望する者の担当者宛て別途連絡を行う。なお、説明会は1企業毎に行うものとし、開催日は原則として申し込み順により決定する。
- (8) その他
- ① 説明会は、本工事の他、NEXCO 東日本が同時に発注する中央ジャンクション南地中拡幅（南行）工事、中日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 中日本」という。）が同時に発注する中央ジャンクション南地中拡幅（北行）工事及び中央ジャンクション北地中拡幅（北行）工事を対象として、NEXCO 中日本と合同で実施する。また、説明会の申し込み及び参加は上記4工事について1回とする。
 - ② 説明会は、日本語のみで実施する。

4-3. 技術評価の評価項目等

優先交渉権者の選定のための技術評価を行うに際し、競争参加希望者に提出を求める技術提案書に係る評価項目及び配点は次のとおりとする。

評価項目		配点	技術提案書 (様式)
共通事項	地質・地下水・地上の施工ヤード等の施工条件と地中拡幅の対象となる本線トンネル・ランプトンネル等の関連工事(工事目的物)を踏まえた地中拡幅形状、工法に関する概要及び構造の成立性		様式 3-2-1 様式 3-2-2
技術提案	1. 全体計画の妥当性	20 点	①設計の実施方針 (設計コンセプト、前提条件、設計体制、設計手順) ②工事全体の実施方針 (リスク対応方針、施工体制、施工手順) ③経済性、及び工程計画の妥当性(計画実現の可能性)
	2. 発進基地の施工方法、及び施工時の品質管理と安全対策に関する技術提案	20 点	発進基地の施工では、地山の安定性と止水性の確保が特に重要であり、ランプ(又は本線)シールドから切り開き施工となることから構造の安定性が求められる。また、発進基地の構造には、外殻部及び軀体を構築する際の効率的な物流の確保も求められる。したがって、発進基地の施工に関する方法、及び施工時の品質管理と安全対策に関する具体的な提案を求めるものである。 ①本線又はランプシールド切り開き時の構造成立性、止水性の確保及び出水対策 ②発進基地施工時の止水性の確保及び出水対策 ③外殻部施工時以降の効率的な物流空間の確保
	3. 外殻部の施工方法、及び施工時の品質管理と安全対策に関する技術提案	20 点	外殻部の施工では、地山の安定性と止水性の確保のほか、発進基地からの施工方向によって経済性、工程等工事計画に与える影響が大きいと考えられる。また、外殻部施工方法について、実績等を踏まえた施工の確実性が求められる。したがって、外殻部の施工方法、及び施工時の

		品質管理と安全対策に関する具体的な提案を求めるものである。 ①外殻部施工時の安全性、止水性の確保及び出水対策並びに工事計画に与える影響 ②帶水層下における施工の確実性		
	4. 車体の施工方法、及び施工時の品質管理と安全対策、並びに完成時の長期健全性に関する技術提案	車体の施工では、地山の安定性と止水性の確保のほか、地中拡幅部の内部を掘削する際の安全性の確保が求められる。また、完成時の車体の漏水原因となるひび割れ抑制や車体の連続性確保、適切な止水対策等、長期健全性が求められる。したがって、車体の施工方法、及び施工時の品質管理と安全対策に加え長期健全性に関する具体的な提案を求めるものである。 ①車体構築時の地山の安定性、止水性の確保及び出水対策 ②車体構造物の耐久性の向上	20点	様式3-6
	5. 棲壁の施工方法、及び施工時の品質管理と安全対策、並びに完成時の長期健全性に関する技術提案	棲壁の施工では、施工時の地山の安定性と止水性の確保が求められる。また、完成時の棲壁部における構造物の長期健全性が求められる。したがって、棲壁の施工方法、及び施工時の品質管理と安全対策に加え、長期健全性に関する具体的な提案を求めるものである。 ①棲壁施工時の地山の安定性、止水性の確保及び出水対策 ②棲壁構造物の耐久性の向上	20点	様式3-7
評価点合計				100点

4-4. 技術提案書の作成

競争参加希望者は、次に示す「技術提案書」を作成しなければならない。

技術提案書 (様式)	作成に係る留意事項
技術提案書 (様式3-1)	◇必要事項を記載のうえ記名押印すること。
技術提案書 (様式3-2-1)	◇技術提案書の枚数は、A3版2枚(片面)を限度とすること。 ◇補足説明資料の提出は認めない。 ◇技術提案書には次の事項を記載すること。 ・提案を行う地中拡幅工法に関する概要 ・地中拡幅を行う範囲と形状を示す平面図及び標準横断図 ◇記載にあたっては、様式3-2-1に示す《記載上の注意事項》に従うこと。
技術提案書 (様式3-2-2)	◇地中拡幅技術提案適用性確認一覧表には、技術提案書(様式3-2-1)において提案を行う地中拡幅工法に応じて適合する項目について、その適用性を記載すること。

	◇記載にあたっては、様式 3-2-2 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。
技術提案書 (様式 3-3-1)	<p>◇技術提案書の枚数は、A4 版 2 枚（片面）を限度とすること。</p> <p>◇技術提案書を補足する図面等の資料を A4 版 4 枚（片面）又は A3 版 2 枚（片面）を限度として添付することができる。</p> <p>◇技術提案書には設計の実施方針に関わる次の内容を網羅すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計コンセプト、前提条件、設計体制、設計手順 <p>◇記載にあたっては、様式 3-3-1 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>
技術提案書 (様式 3-3-2)	<p>◇技術提案書の枚数は、A4 版 2 枚（片面）を限度とすること。</p> <p>◇技術提案書を補足する図面等の資料を A4 版 8 枚（片面）又は A3 版 4 枚（片面）を限度として添付することができる。</p> <p>◇技術提案書には工事全体の実施方針に関わる次の内容を網羅すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク対応方針、施工体制、施工手順 <p>◇記載にあたっては、様式 3-3-2 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>
技術提案書 (様式 3-3-3)	<p>◇技術提案書の枚数は、指定する様式で A4 版 1 枚（片面）とすること。</p> <p>◇補足説明資料の提出は認めない。</p> <p>◇記載にあたっては、様式 3-3-3 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>
技術提案書 (様式 3-3-4)	<p>◇技術提案書の枚数は、指定する様式で A4 版 1 枚（片面）とすること。</p> <p>◇補足説明資料の提出は認めない。</p> <p>◇記載にあたっては、様式 3-3-4 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>
技術提案書 (様式 3-4) (様式 3-5) (様式 3-6) (様式 3-7)	<p>◇様式 3-4 から様式 3-7 の技術提案書は評価項目毎に作成すること。</p> <p>◇技術提案書の枚数は、様式毎に A4 版 2 枚（片面）を限度とすること。</p> <p>◇技術提案書を補足する図面等の資料を様式毎に A4 版 4 枚（片面）又は A3 版 2 枚（片面）を限度として添付することができる。</p> <p>◇記載にあたっては、様式毎に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>
技術提案書 (様式 3-8)	<p>◇技術提案書の枚数は、A4 版 1 枚（片面）を限度とすること。</p> <p>◇技術提案書を補足する図面等の資料を A4 版 4 枚（片面）又は A3 版 2 枚（片面）を限度として添付することができる。</p> <p>◇記載にあたっては、様式 3-8 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>
技術提案書 (全般)	<p>◇技術提案書の作成にあたっては、「地中拡幅部（中央 JCT、青梅街道 IC）の工法の考え方まとめ」（平成 28 年 3 月 24 日東京外環トンネル施工等検討委員会）に留意すること。</p> <p>◇中央 JCT 南側の地質は固結した粘性土がほとんど介在せず透水性の高い砂質土層が主であること、また中央 JCT 北側の地質は透水性が高い砂礫層、砂質土層と透水性が低い粘性土層の互層で構成されていることなど、施工箇所の地質・地下水等の条件に応じたより安全性が高く、かつ合理的な技術提案を行うこと。</p> <p>◇すべての技術提案書において、文字の大きさは 10 ポイント以上とすること。</p> <p>◇技術提案書には図表を含んでも良いが判読可能であること。</p> <p>◇技術提案書又は技術提案書を補足する図面等の資料に枚数に限度の指定がある場合において、指定した限度を超える場合は、限度を超えていない場合よりも優位には評価しない。</p>

	◇技術提案を行うにあたり、第三者（隣接する関連工事等以外）との協議が必要となる提案は基本的には認めない。ただし、提案する施工方法等によって、やむを得ず第三者（隣接する関連工事等）との協議が必要となる場合は、技術提案ヒアリング（技術対話）にて確認を行うものとする。
--	---

4-5. 技術提案書の提出

競争参加希望者は、技術提案書を提出しなければならない。

- ① 提出期限 手続開始の公示日の翌日から平成 28 年 12 月 12 日（月）16 時まで（行政機関の休日を除く毎日 10 時から 16 時まで。）
- ② 提出場所 上記 1-6.（契約担当部署）と同じ。
- ③ 提出方法 書留郵便若しくは持参（提出期間内に必着のこと。）
- ④ 提出様式 上記 4-4.（技術提案書の作成）により作成した「技術提案書」
- ⑤ 提出部数 11 部（正 1 部、写 10 部）
なお、上記、各部数の他に CD-R 又は DVD-R（1 部）にて提出すること。

4-6. 技術提案の内容に関する技術確認（プレゼンテーション）

- (1) 競争参加資格確認申請及び技術提案書の提出を行った者のうち、競争参加資格が確認された者（以下「競争参加者」という。）に対して、個別に、技術提案の内容に係る技術確認（プレゼンテーション）を行うので、競争参加者はこれに応じなければならない。
- (2) 技術確認（プレゼンテーション）の実施時期は、平成 29 年 1 月 23 日（月）から平成 29 年 2 月 3 日（金）までの間を予定しており、詳細な日時、場所、参加者等については、申請書（様式 1）に記載された競争参加者の担当者宛て別途連絡を行う。なお、説明者は競争参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならず、複数の者の出席を可能とするが、設計業務及び工事の配置予定技術者各 1 名は必ず出席することとする。また、NEXCO 中日本が同時に発注する中央ジャンクション北地中拡幅（北行）工事に重複して申請書を提出している単体又は特定 JV の構成員を含む特定 JV は、NEXCO 中日本と合同で技術確認（プレゼンテーション）を行う場合がある。

4-7. 技術提案ヒアリング（技術対話）

- (1) 競争参加者に対し、個別に、技術提案の内容に係るヒアリング（以下「技術対話」という。）を行うので、競争参加者はこれに応じなければならない。
- (2) 技術対話の実施日時は、平成 29 年 2 月 6 日（月）から平成 29 年 3 月 10 日（金）までの間を予定しており、詳細な日時、参加者等については、申請書（様式 1）に記載された競争参加者の担当者宛て別途連絡を行う。
- (3) 技術対話の実施に関しては以下のとおりとする。
 - ① 技術対話の範囲は、技術提案に関する事項を基本とする。
 - ② 技術対話はすべての競争参加者と 1 回以上、対面方式により行う。
 - ③ 技術対話の対象者は、技術提案の内容を十分理解し、説明できる者とし、複数人でも可とする。なお、出席者は競争参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならず、複数の者の出席を可能とするが、設計業務及び建設工事の配置予定技術者各 1 名は必ず出席することとする。
 - ④ 技術確認（プレゼンテーション）の概要説明を踏まえて、技術提案に対する確認、改善に関する対話をを行うものとする。
 - ⑤ 技術確認（プレゼンテーション）の概要説明を踏まえて、施工上の課題認識や技術提案の不明点について質疑応答を行う。
 - ⑥ 技術対話の過程において、設計図書を補足すべき事項が確認された場合には、競争参加者間の公平性確保

のため、その都度、すべての競争参加者に対して周知を行う。

- ⑦ 技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、技術対話において当該競争参加者の意図を確認したうえで必要に応じて改善を要請し、技術提案の再提出を求める。要求要件や施工条件を満たさない事項があり、その改善がなされない場合には、発注者は当該競争参加者の競争参加資格がないものとして取り扱う。
- ⑧ 技術対話により双方が合意した事項を対話の場で当該競争参加者と確認を行う。
- ⑨ NEXCO 東日本による改善要請だけでなく、競争参加者からの自発的な技術提案の改善についても受け付ける。
- ⑩ 技術提案書に加えて、必要に応じて見積条件書等の提出を求める場合がある。

4-8. 改善技術提案書・改善技術提案書に基づく参考見積書の提出

- (1) 競争参加者は、技術提案内容の改善の有無に係わらず、次に示すとおり改善技術提案書及び改善技術提案書に基づく参考見積書を提出するものとする。

- ① 提出期限 平成 29 年 3 月 28 日（火）16 時まで（行政機関の休日を除く毎日 10 時から 16 時まで。）
② 提出場所 上記 4-5.（技術提案書の提出）のとおり
③ 提出方法 上記 4-5.（技術提案書の提出）のとおり
④ 提出様式 上記 4-5.（技術提案書の提出）及び参考見積書（様式-4、様式 4-1）のとおり
⑤ 提出部数 11 部（正 1 部、写 10 部）
なお、上記、各部数の他に CD-R 又は DVD-R（1 部）にて提出すること。

4-9. 技術提案の評価

契約責任者は、前記により提出された改善技術提案書の内容を次に示す基準に基づき評価を行う。なお、1 項目でも提案が無い場合は非選定とする。

評価項目		評価基準		配点														
技術提案	1. 全体計画	◇「全体計画の妥当性」に対する評価は下記のとおりとする。 ◇様式 3-3-1 から様式 3-3-4 で提案された内容に基づき、優・良上・良・良下・可・不適格の 6 段階で評価し、配点は下記のとおりとする。		20 点														
	<table border="1"><thead><tr><th>評価</th><th>評価基準</th><th>評価点</th></tr></thead><tbody><tr><td>優</td><td>設計実施方針の有効性、リスク対応方針の有効性、施工手順の具体性、施工体制の信頼性が高いと認められ、併せて経済性及び工程計画の妥当性（計画実現の可能性）が高いと認められる内容のもの</td><td>20 点</td></tr><tr><td>良上</td><td>優と良の中間の提案内容であるもの</td><td>15 点</td></tr><tr><td>良</td><td>設計実施方針の有効性、リスク対応方針の有効性、施工手順の具体性、施工体制の信頼性が認められ、併せて経済性及び工程計画の妥当性（計画実現の可能性）が認められる内容のもの</td><td>10 点</td></tr><tr><td>良下</td><td>良と可の中間の提案内容であるもの</td><td>5 点</td></tr><tr><td>可</td><td>設計実施方針の有効性、リスク対応方針の有効性、施工手順の具体性、施工体制の信頼性が</td><td>0 点</td></tr></tbody></table>	評価	評価基準	評価点	優	設計実施方針の有効性、リスク対応方針の有効性、施工手順の具体性、施工体制の信頼性が高いと認められ、併せて経済性及び工程計画の妥当性（計画実現の可能性）が高いと認められる内容のもの	20 点	良上	優と良の中間の提案内容であるもの	15 点	良	設計実施方針の有効性、リスク対応方針の有効性、施工手順の具体性、施工体制の信頼性が認められ、併せて経済性及び工程計画の妥当性（計画実現の可能性）が認められる内容のもの	10 点	良下	良と可の中間の提案内容であるもの	5 点	可	設計実施方針の有効性、リスク対応方針の有効性、施工手順の具体性、施工体制の信頼性が
評価	評価基準	評価点																
優	設計実施方針の有効性、リスク対応方針の有効性、施工手順の具体性、施工体制の信頼性が高いと認められ、併せて経済性及び工程計画の妥当性（計画実現の可能性）が高いと認められる内容のもの	20 点																
良上	優と良の中間の提案内容であるもの	15 点																
良	設計実施方針の有効性、リスク対応方針の有効性、施工手順の具体性、施工体制の信頼性が認められ、併せて経済性及び工程計画の妥当性（計画実現の可能性）が認められる内容のもの	10 点																
良下	良と可の中間の提案内容であるもの	5 点																
可	設計実施方針の有効性、リスク対応方針の有効性、施工手順の具体性、施工体制の信頼性が	0 点																

		<table border="1"> <tr> <td></td><td>低く、併せて経済性及び工程計画の妥当性（計画実現の可能性）が低い内容のもの</td><td></td></tr> <tr> <td>不適格</td><td>実施方針等が明示されていない内容のもの</td><td>非選定</td></tr> </table>		低く、併せて経済性及び工程計画の妥当性（計画実現の可能性）が低い内容のもの		不適格	実施方針等が明示されていない内容のもの	非選定																
	低く、併せて経済性及び工程計画の妥当性（計画実現の可能性）が低い内容のもの																							
不適格	実施方針等が明示されていない内容のもの	非選定																						
<p>◇評価は、評価者毎に上記の評価基準に基づき評価を行い、各評価者の評価点の和を評価者数で除して評価項目の評価点を算出する。</p> <p>なお、算出した評価点は小数第4位以下を切り捨てとする。</p> <p>◇一項目でも非選定となつた場合は、優先交渉権者選定時に被選定者に付与する順位を与えない。</p>																								
2. 発進基地	<p>◇「発進基地の施工方法、及び施工時の品質管理と安全対策に関する技術提案」に対する評価は下記のとおりとする。</p> <p>◇様式3-4で提案された内容に基づき、優・良上・良・良下・可・不適格の6段階で評価し、配点は下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th><th>評価基準</th><th>評価点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優</td><td>基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項に加え、提案の具体性が認められる内容のもので、数値的根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの</td><td>20点</td></tr> <tr> <td>良上</td><td>優と良の中間の内容のもの</td><td>15点</td></tr> <tr> <td>良</td><td>基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項に加え、提案の具体性が認められる内容のもの</td><td>10点</td></tr> <tr> <td>良下</td><td>良と可の中間の内容のもの</td><td>5点</td></tr> <tr> <td>可</td><td>基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項は述べられているが、提案の内容が一般的な内容のもの</td><td>0点</td></tr> <tr> <td>不適格</td><td>基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準を満たしていない内容のもの</td><td>非選定</td></tr> </tbody> </table>			評価	評価基準	評価点	優	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項に加え、提案の具体性が認められる内容のもので、数値的根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの	20点	良上	優と良の中間の内容のもの	15点	良	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項に加え、提案の具体性が認められる内容のもの	10点	良下	良と可の中間の内容のもの	5点	可	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項は述べられているが、提案の内容が一般的な内容のもの	0点	不適格	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準を満たしていない内容のもの	非選定
評価	評価基準	評価点																						
優	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項に加え、提案の具体性が認められる内容のもので、数値的根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの	20点																						
良上	優と良の中間の内容のもの	15点																						
良	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項に加え、提案の具体性が認められる内容のもの	10点																						
良下	良と可の中間の内容のもの	5点																						
可	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項は述べられているが、提案の内容が一般的な内容のもの	0点																						
不適格	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準を満たしていない内容のもの	非選定																						
<p>◇評価は、評価者毎に上記の評価基準に基づき評価を行い、各評価者の評価点の和を評価者数で除して評価項目の評価点を算出する。</p> <p>なお、算出した評価点は小数第4位以下を切り捨てとする。</p> <p>◇一項目でも非選定となつた場合は、優先交渉権者選定時に被選定者に付与する順位を与えない。</p>																								
3. 外殻部	<p>◇「外殻部の施工方法、及び施工時の品質管理と安全対策に関する技術提案」に対する評価は下記のとおりとする。</p> <p>◇様式3-5で提案された内容に基づき、優・良上・良・良下・可・不適格の6段階で評価し、配点は下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th><th>評価基準</th><th>評価点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優</td><td>基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項に加え、提案の具体性が認めら</td><td>20点</td></tr> </tbody> </table>			評価	評価基準	評価点	優	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項に加え、提案の具体性が認めら	20点															
評価	評価基準	評価点																						
優	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項に加え、提案の具体性が認めら	20点																						

			れる内容のもので、数値的根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの																							
	良上	優と良の中間の内容のもの	15点																							
	良	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項に加え、提案の具体性が認められる内容のもの	10点																							
	良下	良と可の中間の内容のもの	5点																							
	可	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項は述べられているが、提案の内容が一般的な内容のもの	0点																							
	不適格	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準を満たしていない内容のもの	非選定																							
<p>◇評価は、評価者毎に上記の評価基準に基づき評価を行い、各評価者の評価点の和を評価者数で除して評価項目の評価点を算出する。</p> <p>なお、算出した評価点は小数第4位以下を切り捨てとする。</p> <p>◇一項目でも非選定となった場合は、優先交渉権者選定時に被選定者に付与する順位を与えない。</p>																										
4. 車体	<p>◇「車体の施工方法、及び施工時の品質管理と安全対策、並びに完成時の長期健全性に関する技術提案」に対する評価は下記のとおりとする。</p> <p>◇様式3-6で提案された内容に基づき、優・良上・良・良下・可・不適格の6段階で評価し、配点は下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優</td> <td>基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項に加え、提案の具体性が認められる内容のもので、数値的根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>良上</td> <td>優と良の中間の内容のもの</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>良</td> <td>基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項に加え、提案の具体性が認められる内容のもの</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>良下</td> <td>良と可の中間の内容のもの</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>可</td> <td>基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項は述べられているが、提案の内容が一般的な内容のもの</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>不適格</td> <td>基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準を満たしていない内容のもの</td> <td>非選定</td> </tr> </tbody> </table>					評価	評価基準	評価点	優	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項に加え、提案の具体性が認められる内容のもので、数値的根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの	20点	良上	優と良の中間の内容のもの	15点	良	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項に加え、提案の具体性が認められる内容のもの	10点	良下	良と可の中間の内容のもの	5点	可	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項は述べられているが、提案の内容が一般的な内容のもの	0点	不適格	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準を満たしていない内容のもの	非選定
評価	評価基準	評価点																								
優	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項に加え、提案の具体性が認められる内容のもので、数値的根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの	20点																								
良上	優と良の中間の内容のもの	15点																								
良	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項に加え、提案の具体性が認められる内容のもの	10点																								
良下	良と可の中間の内容のもの	5点																								
可	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項は述べられているが、提案の内容が一般的な内容のもの	0点																								
不適格	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準を満たしていない内容のもの	非選定																								
	<p>◇評価は、評価者毎に上記の評価基準に基づき評価を行い、各評価者</p>																									

	<p>の評価点の和を評価者数で除して評価項目の評価点を算出する。</p> <p>なお、算出した評価点は小数第4位以下を切り捨てとする。</p> <p>◇一項目でも非選定となった場合は、優先交渉権者選定時に被選定者に付与する順位を与えない。</p>																						
5. 棲壁	<p>◇「棲壁の施工方法、及び施工時の品質管理と安全対策、並びに完成時の長期健全性に関する技術提案」に対する評価は下記のとおりとする。</p> <p>◇様式3-7で提案された内容に基づき、優・良上・良・良下・可・不適格の6段階で評価し、配点は下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優</td> <td>基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項に加え、提案の具体性が認められる内容のもので、数値的根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>良上</td> <td>優と良の中間の内容のもの</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>良</td> <td>基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項に加え、提案の具体性が認められる内容のもの</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>良下</td> <td>良と可の中間の内容のもの</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>可</td> <td>基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項は述べられているが、提案の内容が一般的な内容のもの</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>不適格</td> <td>基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準を満たしていない内容のもの</td> <td>非選定</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇評価は、評価者毎に上記の評価基準に基づき評価を行い、各評価者の評価点の和を評価者数で除して評価項目の評価点を算出する。</p> <p>なお、算出した評価点は小数第4位以下を切り捨てとする。</p> <p>◇一項目でも非選定となった場合は、優先交渉権者選定時に被選定者に付与する順位を与えない。</p>	評価	評価基準	評価点	優	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項に加え、提案の具体性が認められる内容のもので、数値的根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの	20点	良上	優と良の中間の内容のもの	15点	良	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項に加え、提案の具体性が認められる内容のもの	10点	良下	良と可の中間の内容のもの	5点	可	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項は述べられているが、提案の内容が一般的な内容のもの	0点	不適格	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準を満たしていない内容のもの	非選定	20点
評価	評価基準	評価点																					
優	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項に加え、提案の具体性が認められる内容のもので、数値的根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの	20点																					
良上	優と良の中間の内容のもの	15点																					
良	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項に加え、提案の具体性が認められる内容のもの	10点																					
良下	良と可の中間の内容のもの	5点																					
可	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準による事項は述べられているが、提案の内容が一般的な内容のもの	0点																					
不適格	基本性能・基本条件書等を含む設計図書等の基準を満たしていない内容のもの	非選定																					

4-10. 優先交渉権者・交渉権者の選定及び非選定

- (1) 優先交渉権者は、競争参加者から提出された技術提案書の評価を上記4-9.（技術提案の評価）に基づき行い、技術評価点が最上位であるものを選定のうえ通知する。また、上記4-7(3)⑦により競争参加資格がないと認められた者に対しては、非選定とされた旨とその理由を、それ以外の者に対しては、次順位以降の交渉権者として選定された旨を同じく通知する。
※優先交渉権者・交渉権者の選定及び非選定通知 平成29年4月下旬を予定している。
- (2) 複数の技術的視点で詳細な技術的検討・検証を加え、更なる工法の確実性、安全性を高めるため、本工事（以下「分岐部工事」という。）及びNEXCO中日本が同時に発注する中央ジャンクション北地中拡幅（北行）工事（以下「合流部工事」という。）に重複して申請書を提出し、「外殻部の施工」及び「軸体の施工」に係る技術提案が同一の内容で応募している場合は、先行工事（先行工事とは、「合流部工事」のことをい

う。)で優先交渉権者に選定された単体又は特定JVの構成員を含む特定JVは、原則として後行工事の優先交渉権者に選定しないものとして取り扱う。また優先交渉権者の選定は、施工延長の長い合流部工事を先行して行うものとする。

なお、「外殻部の施工」に係る技術提案のうち「外殻部の施工方向」、「外殻部の施工方法」及び「外殻部の発進・到達の考え方」と、「軸体の施工」に係る技術提案のうち「地山の安定性・止水性確保の方法」、「内部掘削時の外殻構造」及び「軸体の構造・構築方法」が、すべての項目において基本的に同一の内容で応募した場合を、同一の技術提案として取り扱う。

- (3) 上記(1)で非選定通知を受けた者は、契約責任者に対して非選定理由について説明請求をすることができる。

なお、説明請求に係る事項については、当該優先交渉権者・交渉権者の選定及び非選定の確認結果通知において示す。

4-11. 基本協定の締結に関する事項

設計業務の契約にあわせて、設計業務完了後の建設工事の契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定を締結する。

4-12. 設計業務の契約相手方の決定

- (1) 優先交渉権者は、次に示すとおり設計業務に係る見積書を作成し、(2)で指定する期日までに提出すること。見積合わせの結果、契約制限価格の範囲内における有効な見積りである場合に、契約の相手方として決定する。

契約の相手方は、留意事項として、見積者に対する指示書[19]を参照のこと。

「見積書」 … 見積者に対する指示書[11]を参照のこと。

- (2) 設計業務見積合わせの日時及び場所

設計業務見積合わせの日時及び場所は優先交渉権者に通知する。

4-13. 価格等の交渉

- (1) 優先交渉権者は設計業務の実施の後、契約責任者が交付する工事設計図書に対応する工事内訳書を付した見積書（以下「工事費見積書等」という。）を提出する。なお、工事費見積書等の様式及び提出方法等については、設計業務着手後、別途発注者より通知する。

- (2) 工事費見積書等は、設計業務期間中においても、優先交渉権者から適宜提出を求め、必要に応じて評価及び協議を実施する。

- (3) 契約責任者と優先交渉権者は、設計業務に関する協議・交渉の過程で確認された事項や設計成果等に基づいて、見積条件の見直し、見積額の変更等の交渉を以下のとおり実施する。

- ① 見積額の妥当性が認められない場合など、見積条件を見直す必要がある場合は、当該条件の見直しに関して交渉を行い、合意条件を確認する。
- ② 積算基準類等から乖離のある工種について乖離の理由及び見積りの根拠の妥当性の確認を行う。
- ③ 優先交渉権者は、交渉後、見積条件や見積額の変更の有無にかかわらず、最終工事費見積書及び最終工事費内訳書（以下「最終工事費見積書等」という。）を提出する。
- ④ 価格等の交渉を経ても、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は、交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としないものとする。
- ⑤ 建設工事の契約後に、価格等の交渉時に合意した見積条件が、実際の条件と異なることが判明した場合には、実際の条件に合わせて契約額の変更を行う。

4-14. 価格等の交渉の成立・不成立時に関する事項

- (1) 優先交渉権者との価格等の交渉が成立した場合、優先交渉権者に特定した旨を通知する。また、次順位

以降の交渉権者に対しては、その理由を付して非特定の通知を行う。

- (2) 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合、非特定となった旨とその理由を通知する。また、技術評価点が次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知し、価格等の交渉の意思を確認したうえで、基本協定及び設計業務契約の締結並びに価格等の交渉を行う。
- (3) 次順位者への意思確認の際、申請書提出時に記載した配置予定技術者については、同等以上の者である場合にはその変更を認める。

4-15. 優先交渉権者との建設工事の随意契約

- (1) 優先交渉権者は、建設工事の随意契約の手続きに移行するにあたり、契約責任者からの依頼に基づき、建設工事に係る見積書を提出しなければならない。
 - ① 「見積書」 … 見積者に対する指示書[11]を参照のこと
 - ② 「単価表」 … 見積者に対する指示書[12]を参照のこと
- (2) 契約責任者は、優先交渉権者と建設工事の契約に係る見積合せを行い、工事請負契約を締結する。
- (3) 優先交渉権者は、設計成果を基に価格等の交渉後に提出した最終工事費見積書等に基づいた見積書を提出しなければならないものとし、見積合せ時における技術提案の更なる変更は認めないものとする。また、見積額は、最終工事費見積書等に記載された当該項目毎の金額を上回らない限り変更することができる。
- (4) 建設工事見積合せの日時及び場所は優先交渉権者に通知する。

4-16. 技術提案の履行に関する事項

- (1) 設計業務に係る技術提案項目については、設計業務に反映させるものとする。
- (2) 工事に係る技術提案項目については、技術対話時や設計業務に関する協議・交渉の過程で、その採用が認められなかった項目を除き履行するものとする。
- (3) 受注者の責めにより技術提案が未履行の場合には、修補、損害賠償を請求するとともに、工事成績評定点を減点する場合がある。

4-17. 技術提案内容の変更に関する事項

原則として、設計業務及び建設工事の段階において優先交渉権者が提出した技術提案の内容は変更不可とする。ただし、以下の場合はこの限りではない。

- (1) 受注者の責によらない理由により、評価した項目の内容が履行不可能となった場合
- (2) 合理的な理由により受注者からの変更の協議があり、かつ、その変更内容が当初の提案内容と同等以上と認められた場合
- (3) 発注者と受注者の協議において合意した設計の仕様書等に基づき変更とする場合
- (4) 発注者が設置する検討会等における検討結果等に基づき、技術提案の変更を必要とした場合

4-18. 技術提案の評価結果等の公表

設計業務における契約の内容については、設計業務契約後、速やかに公表する。また、建設工事における契約の内容については、建設工事契約後、速やかに公表する。

なお、公表に際しては、提案者の技術提案内容に係る知的財産権を侵さない。

第5 その他

5-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

5-2. 質問の受付

- (1) 本工事に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。
- ① 受付期間 手続開始の公示の日から平成 28 年 11 月 30 日(水)16 時まで（行政機関の休日を除く毎日 10 時から 16 時まで。）
 - ② 受付場所 上記 1-6.（契約担当部署）と同じ。
 - ③ 受付方法 質問書面（様式自由）を書留郵便若しくは持参（受付期間内に必着のこと。）により提出すること。
- (2) 上記(1)により受け付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。
- ① 回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から原則として平日 5 日以内（行政機関の休日を除く。）
 - ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」）に掲載する。
⇒http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
- (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。
⇒ <http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/index.html>

5-3. 見積の無効

見積者に対する指示書[22]に該当する見積は無効とする。

5-4. 支払条件

(1) 前金払

- ① 設計業務：「有」
- ② 建設工事：「有」

「有」の場合は請負契約書 34 条 1 項に基づき前金払の請求をすることができる。

(2) 部分払

- ① 設計業務：「無」
- ② 建設工事：「有」

「有」の場合は請負契約書 37 条 1 項に基づき部分払の請求をすることができる。

(3) 方法

本工事における支払方法等については、国土交通省が定める「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（平成 27 年 6 月）」において検討課題とされている、より透明性を確保した方法を導入する場合がある。

5-5. 火災保険等の付保

土木工事共通仕様書「1-55-1 保険の付保」に定めるとおりとする。

5-6. WTO に規定する継続工事の有無

本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と随意契約の方法により締結する予定の有無：「無」

5-7. 単品スライド条項の適用

- (1) 設計業務：「無」
- (2) 建設工事：請負契約書 25 条 5 項について適用する。

5-8. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- (1) 上記 3-1. (7)③の 1)「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号）に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。

(2) 上記 3-1. (7)③の 3)「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成 15 年 1 月 22 日付、国総建第 335 号)に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局(総合政策局を含む)建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付をうけていること。

(3) 上記(1)又は(2)に係る確認は、契約後の施工体制確認点検等において行う。

5-9. 競争参加資格に関する留意事項

(1) 本工事の受注者、本工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工(調査等)管理業務」の入札に参加し又は施工(調査等)管理業務を請負うことはできない。なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

5-10. 知的財産権について

- (1) 本工事における技術提案により生じた知的財産権の取り扱いについては、産業技術力強化法第 19 条によるものとする。
- (2) 当該知的財産権が存続期間の満了等により消滅するまでの間、専用実施権及び独占的な通常実施権等を設定しないこと。
- (3) 受注者が知的財産権又は知的財産権を受ける権利の全部若しくは一部を譲渡しようとするときには、上記の規定の適用に支障を与えないように契約等において定めた上で行うこと。

5-11. 苦情申立て

本工事の入札手続きにおける競争参加資格の確認又はその他手続きに不服がある者は、内閣府政府調達苦情処理対策室(政府調達苦情検討委員会事務局)電話番号: 03-5253-2111(大代表)に対して苦情申立てを行うことができる。

5-12. 貸与資料

本工事には貸与可能な資料(DVD-R)があるため、当該資料の貸与を希望される場合は、事前に以下に問合せを行うこと。

- (1) 問合せ先 東日本高速道路会社 関東支社 東京外環工事事務所
(電話) 03-5923-0962
- (2) 貸与期間 手続開始の公示日から平成 29 年 3 月 28 日(火) 16 時まで(行政機関の休日を除く毎日 10 時から 16 時まで。)

以上